

令和3年度
事務事業評価及び特定分野評価
外部評価に関する建議書

令和4年1月
愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度12月17日に2事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

国全体が人口減少局面を迎える中であって、地方自治体の目の前には、地方創生、子育て支援、防災対策など、行政課題がまさに山積しています。本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手がかかりとなり、行財政改革がさらに推進されることによりまして、各種行政課題へのスムーズな対応に寄与することを望みます。

令和4年1月

愛川町行政改革推進委員会
委員長 牛山久仁彦

目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	2
参考資料 1	愛川町行政評価制度実施要領（平成25年4月 策定）.....	6
参考資料 2	令和3年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	12
参考資料 3	令和3年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領.....	17
参考資料 4	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	19

1 外部評価の位置付けについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月 策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「令和3年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 2事業（事務事業評価1件、特定分野評価1件）
- (2) 評価体制 委員会全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり50分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

3 外部評価結果の概要

事業番号	事業名	評価	今後の方向性に係る意見等
1	空き家対策推進事業費	現状維持	現状維持とするが、空き家の数に対して登録数は少ないため、積極的なPRや他の自治体の先進的事例の研究、庁内関係部署との連携強化などを図り、成果をあげていくことに努めて欲しい。
2	ひとり暮らし高齢者等見守りサポート事業負担金	再構築	高齢者の見守りサポートは必要な制度であるが、現在は、より幅広いニーズに対応した様々な見守り方法があると思われるため、現行のサービス内容や制度について、根本的な見直しを前提とした新たな制度の構築を図るべきである。

4 対象事業ごとの外部評価結果

① 事業番号	1	② 事業名	空き家対策推進事業費
③ 事業の目的	近年、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観面等で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家等の適正管理及び有効活用を促進することで、公共の福祉の増進と地域の振興を目指すもの。		
④ 事業の内容	平成 27 年より空き家バンク制度を設置し、さらには、当該制度の流動性を高めるため「空き家取得費補助金」、「空き家改修費補助金」、「空き家解体費補助金」、「空き家店舗改修費補助金」、「空き家社宅転用取得費補助金」、「空き家片付け費補助金」制度を設けることにより、空き家活用の広いニーズに対応できる事業体制としている。		
⑤実績	成果指標	空き家バンクの登録件数（累計）	
	実績値 (R2)	89件	
⑥ヒアリングの 主な内容	<p>○空き家バンク登録は、物置などの建物も登録できるのか。 ⇒登録可能な建物は、戸建ての居住可能な建物のみとなる。</p> <p>○空き家数は、どのように確認しているのか。 ⇒水道の閉栓状況などから空き家と思われる600件の建物を職員が1件ずつ確認し、このうち308件について空き家として認識している。</p> <p>○308件の空き家について地域的に多いのは。 ⇒半原方面のほか、上熊坂・熊坂・六倉・大塚・春日台に多い。</p> <p>○空き家となった理由として多いのは ⇒相続により取得したが住む方がいないといったケースが多い。</p> <p>○外国籍の方が成約した例はあるか。 ⇒何件かある。</p> <p>○外国籍の方にも積極的に紹介しているのか。 ⇒特に積極的に紹介はしていない。</p> <p>○空き家数と登録数のギャップ理由について。 ⇒登録手続きが面倒、建物に思い入れがある、まだ処分について決まっていないなどの理由が多い。</p> <p>○売却について建物と土地は一緒になっているのか。 ⇒土地もセットで売却になる。</p> <p>○町の他の事業や制度と併せた周知方法や事業展開の考えは。 ⇒現時点では、特に実施していないが、農家については農地付きの空き家などもたまにあるので、関係機関と連携している事例はある。今後の検討としたい。</p> <p>○「社宅転用取得費補助金」交付実績1件の内容について。 ⇒半原の住宅で、現在外国籍の方が居住されている。</p> <p>○活動指標の周知回数について、その内容と令和2年度の実績値・計画値が大きく減少している理由は。 ⇒計画値は隔年で実施している空き家調査の結果数を翌年に反映したもので、実績値は空き家バンクの紹介等を通知した周知件数となる。令和2年度の実績値は、前年度が調査未実施の年度であるため、苦情等により新たに周知対象となった空き家の件数を設定したものである。</p> <p>○補助メニューにより購入した方は今も住み続けているのか。 ⇒補助交付要件で5年間は住み続けていただくようお願いしているので、住んでいただいていると考えている。</p> <p>○町ホームページ以外での事業の周知方法は。 ⇒町広報に掲載のほか、全国版の空き家バンクサイトにも掲載している。</p> <p>⇒周知について、現在は各年で行なっているが、毎年行なうと所有者の</p>		

	<p>方から煩わしいと思われる事もあるが、引き続きPRしていきたい。 ○他市町村との情報交換の場などはあるのか。 ⇒会議等の場は無いが、毎年県が実施する調査に回答することでその結果をフィードバックしていただき、他団体の状況も把握している。</p>					
⑦主な意見	<p>○人口減少のなか、町内企業の従業員世帯に対する移住も施策的に良いと思われるので、事業のPR拡充に努めていただきたい。 ○現状維持としても通知による周知だけでなく、所有者に直接説明するなどのPR拡充が必要と考える。 ○他の事業を縮小してまでではないが、現状維持の中でPR方法について検討していただきたい。 ○高齢者に直接通知すると心配されるケースもあるため、老人会などの団体を通じて周知を図ると比較的安心して受け入れてくれると思う。 ○庁内部局と連携した事業展開も必要と思う。また、町内の各種団体にも周知する。 ○町外の方が移住したくなるようなPRとセットで進めてはどうか。 ○所有者だけでなく、町民の方も知らない方が多いと思うのでPRの方法に工夫を。 ○コロナ禍で自然豊かな市町村への移住も増えている。補助メニューなども増やしていくという話もあったので期待する。 ○引き続き、積極的に事業のPRを行なっていただきたい。 ○補助メニューも幅広く設定されており、空き家対策として有効と思う。 ○町で進めている定住促進の面からも、所有者だけでなく購入希望者にとってもインセンティブを与えることが出来ているのでは思う。</p>					
⑧委員会の採決	<p style="text-align: center;">■実施した □実施していない</p>					
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	7人	1人	0人	0人	0人	0人
⑩委員会の最終評価	<p style="text-align: center;">現状維持</p>					
⑪今後の方向性に係る意見等	<p>現状維持とするが、空き家の数に対して登録数は少ないため、積極的なPRや他の自治体の先進的事例の研究、庁内関係部署との連携強化などを図り、成果をあげていくことに努めて欲しい。</p>					

① 事業番号	2	② 事業名	ひとり暮らし高齢者等見守りサポート事業負担金
③ 事業の目的	ひとり暮らし高齢者等の日常生活における不安の解消を図るもの		
④ 事業の内容	<p>日本郵便㈱が提供する「みまもりでんわサービス」の契約者に対し、利用料の一部（1名につき500円/月）を助成している。</p> <p>※「みまもりでんわサービス」：毎日決められた時間帯に利用者に対し自動音声電話による体調確認を行い、その結果を離れて暮らす家族等でメールで伝えるサービス</p>		
⑤実績	成果指標	利用者数	
	実績値(R2)	13.3人	
⑥ヒアリング の主な内容	<p>○町民税の申告をしなくても良い方もいるのか。 ⇒年金受給者の方やその他の大半の方は、町の税務課で申告状況の確認ができますが、未申告の方については申告をお願いすることとなる。</p> <p>○今後の事業見直しの方向性について。 ⇒現在、安否確認出来ない点に懸念があるので、オプションのかけつけサービスを利用して補完できたらと考えている。</p> <p>○自動音声による確認方法とは。 ⇒電話の自動音声に対し、特定の番号を押して現在の状況を回答する仕組みであるが、所用で出掛けていているのか、具合が悪くて応答できないのかといったところが不明になってしまうため、課題となっている。</p> <p>○利用者が10数名に留まっているのは、利用料の自己負担などが理由なのか。そのうえで、かけつけサービスをオプションでとなると、更に自己負担が増え、さらに利用率が下がるのでは。 ⇒理由については、把握していない。また、オプションサービスの利用料については、もう少し負担が少なくなるような検討をしていきたい。</p> <p>○オプションサービスを追加することで、どの程度利用者の増を見込んでいるのか。 ⇒高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者も年々増加傾向のなかで、本事業については、安否確認に課題があると考えており、オプションサービスを追加しても、利用者の増加に繋がるかは難しいと感じている。</p> <p>また、ひとり暮らし高齢者の定義は65歳であるが、70歳近くでも働いている方も多く、実際にこうしたサービスを必要とする方は100人に満たない程度ではと思っている。</p> <p>○基準年（H30）は10.6人で65,200円だが、令和2年度は13.3人で112,700円となる理由は ⇒基準年は7月開始であったため、以降の年と月数が異なるためこのような金額となっている。</p> <p>○利用者にアンケートや評判を聞くなど行なっているか。 ⇒どちらも実施していない。</p> <p>○現行サービス事業者以外のサービスを検討したことは。 ⇒導入時に電話によるサービス以外にタブレットなどによる方法を検討した経緯はあるが、どちらも現行事業者のサービスで他社のサービスとの比較等を行っていない。</p> <p>○今後も現行事業者以外の検討は行なわないのか。 ⇒他社も様々なサービスを提供しているので、今後検討していきたい。</p> <p>○制度について国や県の考え方は。 ⇒様々な省庁で高齢化や過疎化などに対する事業の補助制度などはあるが、見守り事業に対する補助金などは調べる限り見当たらない。 見守り以外の制度については少し出てきている部分もあるため、引き続き調べていきたい。</p> <p>○在宅介護支援センターが登録先になっているが、登録者数は。 ⇒町内に3カ所あるが、正確な件数は今不明だが、利用者のうち半数程度</p>		

	が登録者だと思われる。					
⑦主な意見	<p>○テレビ番組で、起床時や出掛ける際、帰宅時に電話の特定のボタンを押すことで、利用者の行動に合わせた見守りサービスを利用している場面を見た。また、携帯などを持たせるサービスもあるようだ。</p> <p>○地域で見守りができればこうしたサービスも不要かと考えるが、時代が変わって必要となったのかと思う。ただ、現状のサービスでは不十分と思われるので見直しが必要なのでは。</p> <p>○民生委員もこうした方を対象として訪問活動をされていると思うが限界もある。ひとり暮らしの方も含めた要援護者の名簿を、個人情報に配慮したうえで区や町内会などにも情報提供して、民生委員の活動をフォローしていくようなことができればと思う。</p> <p>○比較的元気な高齢者だからこそひとり暮らしをしているケースも多いので、日常的な自動音声による確認よりも、何かあった時にかけつけてくれる、連絡できるようなサービスを必要とする方がいると思うが、別々に利用できることで利用者増に繋がるのでは。</p> <p>○制度の継続は必要と考えるが、納税状況などの条件の撤廃も考えたら。</p> <p>○見守りは必要だが、このサービスとしては、廃止も検討すべきでは。また、他の自治体で実施している様々なサービスを行なおうとしても、現行の事業費の範囲では無理ではないかと思う。10万円で10人の方が利用できているのならばという考え方もある。</p> <p>○いろいろな見守り方法の一つとして、現行のサービスも必要と思われるし、その他のサービスを用意していく必要もあるのかと思う。</p> <p>○再構築内容としては、かけつけサービスを利用した際を含めた助成額の見直しということなのだと思う。</p> <p>○在宅介護支援センターにかけつけサービスのような事をしていただくことはできないか。</p> <p>○高齢者を訪問して元気なことを確認した二日後に亡くなっていたケースもあるので、二重三重の様々なサービスは必要と思うが、現行の事業内容では見守りとして難しいため考えていく必要がある。</p> <p>○現在、少ない利用率であっても10数名の利用者がいるため、見守り制度全体の廃止は難しいと思う。</p> <p>○全国の自治体での事例などを調べる必要があると思う。</p> <p>○全体的な見直しをするために一度廃止して、再構築するのも必要ではないか。</p> <p>○現行サービス事業者以外のサービスについて調査し、様々なサービスを紹介するなど、利用料の助成にこだわらなくても良いのではないか。</p> <p>○現行サービスについては、廃止でも良いかと思うが、かけつけサービスのような事業は必要だと思う。</p> <p>○制度や事業自体は必要だが、内容として現行のサービスを廃止して新たなサービスの検討とした場合、評価の判断が難しい。</p>					
⑧委員会の採決	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない					
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	0人	0人	1人	0人	5人	2人
⑩委員会の最終評価	再構築					
⑪今後の方向性に係る意見等案	<p>高齢者の見守りサポートは必要な制度であるが、現在は、より幅広いニーズに対応した様々な見守り方法があると思われるため、現行のサービス内容や制度について、根本的な見直しを前提とした新たな制度の構築を図るべきである。</p>					

参考資料 1 愛川町行政評価制度実施要領（平成 25 年 4 月 策定）

I. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

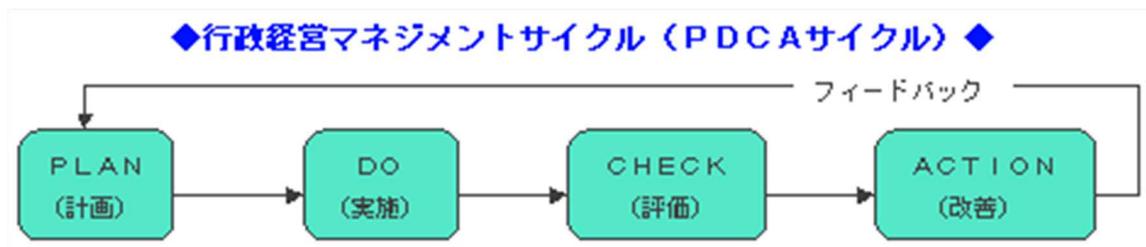
昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第 2 次改定版」（平成 15 年度～平成 17 年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成 16 年条例第 1 号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



II. 行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画を所管する企画政策課、予算編成を所管する財政課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、第6次総合計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応

する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ. 行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 （事務事業評価の1つの形態）	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	2次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例) 交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例) 交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

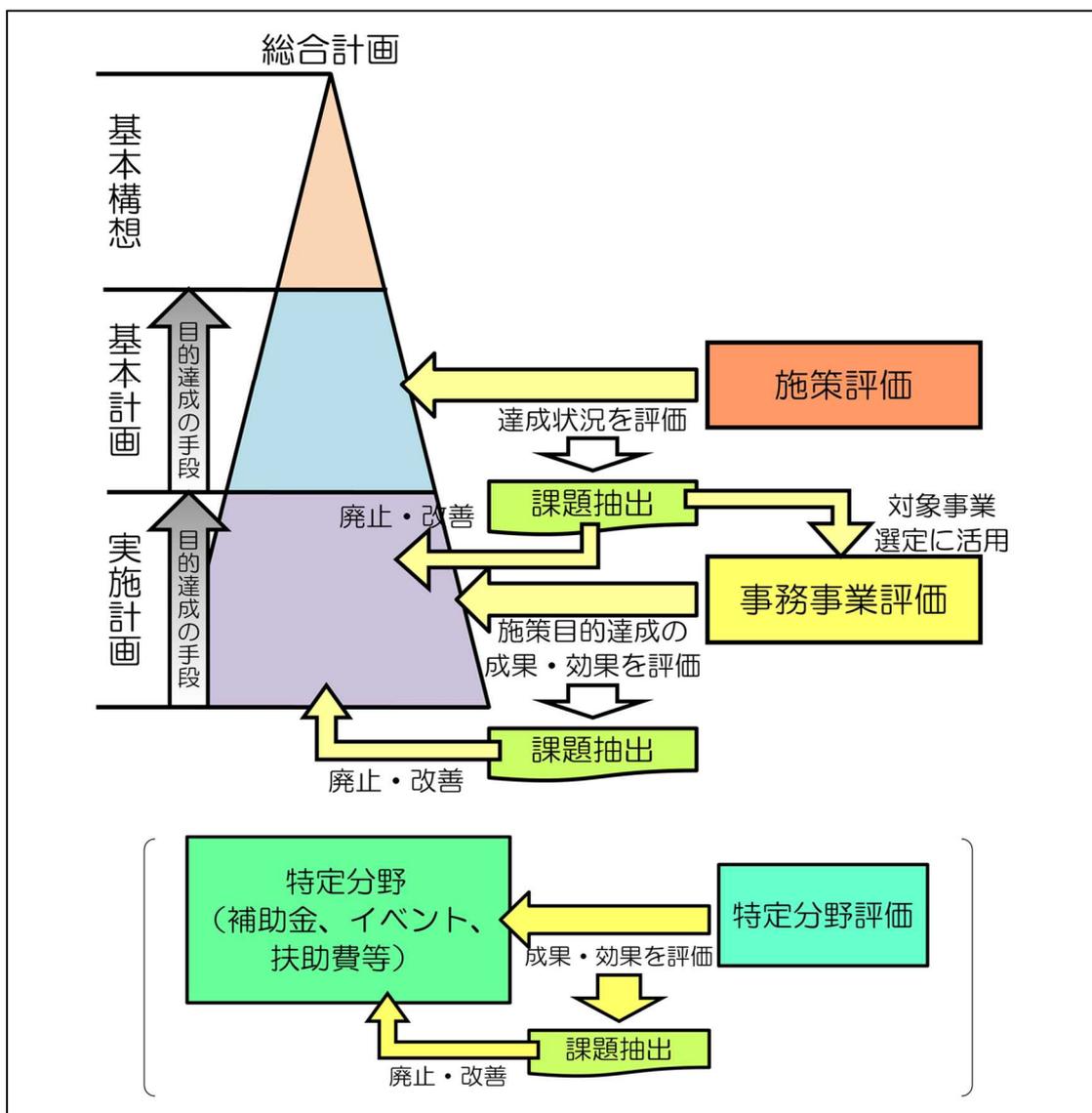
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

◎ 実際の評価の際の、評価項目(評価の視点)、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図



参考資料2 令和3年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

2 評価対象事業

別添「令和3年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

(1) 評価対象とする事務事業

ア 所管課から、評価対象事業として提案のあった事務事業

イ 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）

ウ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）

エ 総合計画等の計画どおり、円滑に実施できているか検証が必要な事務事業（各計画に基づく事務事業：福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）

オ 新型コロナウイルス感染症の影響により、「新しい生活様式」が求められている昨今において、時代に即した事業であるか、検証する必要がある事務事業

カ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）

キ 特定分野評価は上記ア～オに該当する補助金であって、原則として1件5万円以上のものについて行う。

(2) 評価対象から除く事務事業

ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）

イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

(3) 対象事業の件数

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおりのスケジュールでの実施が困難であり、効率的・集中的に評価を行うことにより実施効果を高めるため、7件とした。

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

(1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

基準	説明
法令等で義務付けられた事業である	単に法令（＝法律、政省令、条例）に位置づけられているのではなく、実施が義務である場合は○。根拠が町の規則や要綱のみの場合は×。
民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	町が事業・サービスを廃止しても、民間が同種の事業・サービスを実施でき、町民が利用できると考えられる場合は×。民間サービスはあるが町内への進出が不可能と思われる場合は○。
国や県において実施している事業との重複がない	国、県が町と同種類の事業・サービスを実施しており、対象者が重複して、又はいずれかを選んで利用できる場合は×。同種類の事業があっても、対象者が明確に分かれていて重複、選択の余地がない場合は○。
事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	事業開始時から変わらず町民ニーズがある場合は○。町民ニーズが低下している場合や、ニーズはあるが事業開始時と異なる内容になっている場合は×。
事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	時間帯、場所の設定によって、事業・サービスの対象が相当程度限定されてしまう場合は×。
受益に応じた負担は適正である	受益者負担が低すぎる、又は高すぎる場合は×。受益者負担なしであっても、負担なしが妥当な事業の場合は○。
事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	事業の実施効果を受ける人が不特定多数の場合は○。直接の対象者は少数でも、不特定多数の人への波及効果がある場合は○。
事業・サービスの対象者の日	もし当該事業・サービスがなくなったら、対象

常生活に必要な不可欠な事業である	者の日常生活に支障を来たすと考えられる場合は○。
------------------	--------------------------

(2) 有効性

事業等の実施効果を、目標達成の成否及び基準年度との比較により判定する。令和2年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上している場合や、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても令和2年度の目標を達成しているのであれば、一定程度評価する。

(3) 効率性

より費用をかけずに成果を挙げているかとの観点から、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定する。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的達成に貢献している度合について、施策の目的達成に対する事業等の効果が直接的か間接的か、また、総合計画の同じ節に属する他事業等と比較した優先度（重要度）により判定する。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が75%以上（6～8項目）
	B	基準を満たす項目が50%以上75%未満（4～5項目）
	C	基準を満たす項目が50%未満（0～3項目）
有効性	A	成果指標についての令和2年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標についての令和2年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している ・成果指標についての令和2年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	C	成果指標についての令和2年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い ・成果が低下しているが、成果の低下率よりも費用の縮減率の方

		が高い
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い ・費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い ・費用が増加し、成果も低下している
有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが4つ ・ Aが3つ、Bが1つ ・ Aが2つ、Bが2つ 	良好に実施できている
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが1つ、Bが3つ ・ Bが4つ 	改善の余地がある
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ ・ Aが3つ、Cが1つ ・ Aが2つ、Cが2つ ・ Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ ・ Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ ・ Bが3つ、Cが1つ 	改善すべき点がある
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが1つ、Cが3つ ・ Bが2つ、Cが2つ ・ Bが1つ、Cが3つ ・ Cが4つ 	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。
 なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	引き続き現行の事業等を実施すべき
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業等に資源

	を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業等を残し、事業等の内容を改善することで、目的の達成を図るべき
縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき
再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の事業等を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・事業等の実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

- (4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分
それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分とする。

6 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

1次評価終了時から活用し、行政改革推進本部会議において町の最終方針及び改善策が確定した後、その内容を確定版の実施計画に反映するものとする。

(2) 予算編成時

令和4年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した町の最終方針により行うものとする。

7 公表

(1) 評価結果及び町の最終方針等

町の最終方針確定後、最終方針に沿って作成する改善計画書と合わせて、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

(2) 2次評価（外部評価）結果

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、上記(1)以前であっても、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

以上

参考資料3 令和3年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金、イベント）のうち、2事業を対象とする。内訳は次のとおり。

(1) 事務事業評価	1事業（全2事業）
<u>(2) 特定分野評価（補助金、イベント）</u>	<u>1事業（全5事業）</u>
合計	2事業（全7事業）

なお、本年度の行政改革推進委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおりのスケジュールのスケジュールで開催することができず、また、今後のスケジュールを考慮すると、本年度は、1回（12/17）しか開催できないことから、外部評価の対象事業については、庁内行政評価委員会において選定した。

3 評価体制

行政改革推進委員会委員により、対象事業のヒアリングを行い、評価並びに方向性に係る意見を決定する

4 評価の実施方法

(1) 1事業あたり50分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明	10分
2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑	20分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とすべきと考えたか表明し、意見交換する	15分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意	5分

		見案を決定する ※各班のリーダーが取りまとめる。評価が分かれる場合は多数決（同数の場合リーダーが決定）	
--	--	--	--

※ 2の質疑と3の意見交換は明確に分けられない場合も多いため、35分の中で適宜行う。所管課は委員から促されるまで退席しない。

(2) 評価の視点等

ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断する。

（事務事業評価シートは、妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点で評価を行う仕組みとしており、外部評価においてはこれらの視点を参考として取り扱う。）

5 その他

- (1) 外部評価の結果は「建議書」として取りまとめ、委員会から町長に提出後、町がホームページ等で住民に公表するものとする。
- (2) 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価（案を含む）を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることができないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。

以 上

参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例
愛川町行政改革推進委員会規則
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
 - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
 - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿 (12月17日 現在)

No.	氏 名	選 出 区 分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	ほ ずみ さ き 保 住 咲 季		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員 (総務部長)
6	あかばね ふみ たか 赤羽根 史 貴	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	えの もと かず まさ 榎 本 計 雅	関係団体等 の代表者	町農業委員会委員
8	かき しま けん いち 柿 島 憲 一		神奈川県内陸工業団地協同組合 専務理事
9	いい やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	おお まつ さと み 大 松 里 美		町民生委員児童委員協議会女性代表
11	みや ざき とも え 宮 崎 智 恵		町PTA連絡協議会母親委員会 委員長